

キーなる時は、平成35年10月

消費税の改正 備えなくてよいのでしょうか

多段階税率 以外編



最近、消費税増税関連の報道が全くありません。

法律上は、カウントダウン状態なのに……。

しかし、税務署の準備は肅々と進められております。

施行の一年前となる、来る10月。政府からの発表を受けてから準備すれば、

間に会うとお考えの方も多いと思います。

どんな準備をすればいいかを考えたことがありますか？

今月号は、そんな方向けの準備号です。

（その1）世の中が、消費税改正の機運が盛り上がらない理由は？

消費税税率が10%に増税となり予定です。

「税率5%から8%の経験があるから、要は値決めだけの問題。」

今回の改正の目玉として、軽減税率8%をマスコミは取り上げております。

「飲食料品を扱う業種だけが準備するだけでしょ。」

確かに、これだけの改正ならば、機運が盛り上がらないかもしれませんね。

実は、もう一つの改正が忘れ去られております。

（本号では、軽減税率については取り上げておりません。）

（その2）軽減税率より、怖いインボイス制度の改正

(現行) 消費税の課税仕入れが認められる請求書の様式に、
(平成35年9月末まで) 軽減税率の対応する請求書の様式が追加されます。
(平成35年10月1日から) 課税事業者であること表す、登録番号を記載した
「適格請求書」が必要となります。

現行の課税仕入れ請求書

①発行者の氏名または、名称 ②取引年月日

③ 取引内容 ④ 取引金額 ⑤ 書類の交付を受ける者の氏名または名称

(平成35年9月末まで)

⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率区分ごとの合計請求額

(平成35年10月1日から)

⑧ 登録番号 ⑨ 税率区分ごとの消費税額等

(その3) もし、消費税免税事業者は、取引から除外されないか？

消費税は、預り金として転嫁されることが原則ですね。

消費税の免税事業者が、介在(中間)すると、消費税が転嫁されなくなります。

平成35年10月以降は、免税事業者が適格請求書を発行するためには、

消費税の課税事業者である必要があります。

上記記載の(その2) ⑧ 登録番号 とは、課税事業者のみある番号です。

今月号は、ここまで。 シリーズ化して、皆さんと検討してまいりましょう。

万代つばさグループ代表
発行者 八百板 誠

(税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士)
(八百板誠行政書士事務所)

事 務 所 : 新潟市中央区下大川前通 7 ノ 町 2 2 3 0 番地 (8 階建の 1 階奥です)

0 2 5 (2 2 8) 4 6 9 7

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者(当事務所)がこれを保証するものではありません。